

8 教 職 課 程

工学部では、教育職員免許状として、中学校教諭一種免許状（数学・理科・技術）、高等学校教諭一種免許状（数学・理科・工業・情報）が取得できます。取得するには、工学部の卒業要件を満たす以外に、教職課程を履修し、その必要単位を修得しなければなりません。

教職関係授業科目は、1年次後学期以降に設置されていますが、将来、教員として活躍するには、今から幅広い教養を身につけておく必要があります。したがって、1年次から設置されている教養科目も偏りなく履修しておくことが望まれます。教職関係授業科目の履修者には、教員としての適格性、教職関係授業科目の単位を十分に修得できる能力、将来教育職に就こうとする強い意志が要求されますので、目的意識を持って、教職課程を履修するように心がけてください。

履修開始後は、各専門教育科目と併せて教職関係授業科目を履修しなければならないので、1年次のうちから綿密な履修計画を立て、教職関係授業科目を履修するための負担が他に及ばないように注意することが必要です。

教職課程の履修・手続等については、希望者に対して1年次の4月と7月に教職課程履修希望者ガイダンスを実施し、教職課程履修等について説明があります。

① 取得できる免許状

- (1) 学部卒業者のうち教職課程で所定の単位を修得した者は、次の教科の免許状を取得できます。

該 当 す る 学 科	中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状			
	数学	理科	技術	数学	理科	工業	情報
土 木 工 学 科	○	○	○	○	○	○	—
建 築 学 科	○	○	○	○	○	○	—
機 械 工 学 科	○	○	○	○	○	○	—
電 気 電 子 工 学 科	○	○	○	○	○	○	○
生 命 応 用 化 学 科	○	○	○	○	○	○	—
情 報 工 学 科	○	○	△	○	○	△	○

* 情報工学科の「技術」、「工業」（表中△）については、卒業時での免許状取得はカリキュラム上困難です。ただし、学部在学時に各教科の必要科目をある程度修得し、学部卒業後に教職課程科目等履修生制度を利用して不足している必要科目を修得すれば、免許状を取得することができます。

- (2) 大学院博士前期課程修了者で、学部において該当する基礎免許状取得者が、大学院の教職課程関係授業科目の単位を修得した場合は、次の教科の免許状を取得できます。

該 当 す る 専 攻	中学校教諭専修免許状			高等学校教諭専修免許状		
	数学	理科	技術	数学	理科	工業
土 木 工 学 専 攻	—	—	—	—	—	○
建 築 学 専 攻	—	—	—	—	—	○
機 械 工 学 専 攻	—	—	○	—	—	○
電 気 電 子 工 学 専 攻	—	—	○	—	—	○
生 命 応 用 化 学 専 攻	—	○	—	—	○	○
情 報 工 学 専 攻	○	—	—	○	—	—

② 教職課程の履修について

- (1) 将来、教育職に就く強い意志のある者を履修対象者とする。
- (2) 教職課程の授業科目は、1年次後学期から履修を許可する。
- (3) 教職課程関係授業科目の必修科目は、必ず修得すること。教職課程においては、「**日本国憲法**」,
「**体育**」,「**外国語コミュニケーション**」及び「**情報機器の操作**」に関する科目に該当する授業科目を必修科目とします。詳細については、「教職課程履修の手引」を参照してください。
- (4) 教職課程を履修する者は、次の条件を満たしていること。
 - ア 1年次後学期で履修する者は、次の条件を満たしていること。
 - a 1年次前学期の修得単位数が、16単位以上であること。
 - イ 2年次生で履修する者は、次の条件を満たしていること。
 - a 1年次の修得単位数が修得可能な単位数の75% (小数点以下切捨て) 以上であること。ただし、2年次前学期を終了した時点で60単位以上を修得した場合は、後学期から履修することができる。
 - ウ 3年次で履修する者は、次の条件をそれぞれ満たしていること。
 - a 2年次までの修得単位数が80単位以上（教職課程科目は除く）であること。ただし、3年次前学期を終了した時点で90単位以上（教職課程科目は除く）を修得した場合は、後学期から履修することができる。
 - b 自然科学科目については、卒業要件を満たしていること。
 - エ 4年次で履修する者は、次の条件をそれぞれ満たしていること。
 - a 3年次までの修得単位数が100単位以上（教職課程科目は除く）であること。
 - b 4年次の学年始めに卒業研究履修条件を満たしていること。
- (5) 年度途中での履修の変更や追加については、教務課に相談すること。
- (6) 教職課程の授業科目を履修し、不合格になった授業科目については、再履修すること。
- (7) 理科の各実験は、履修人数に制限があるので、履修者を選考する場合がある。
- (8) 教職課程の履修に当たっては、科目により履修料が必要となるものがある。
- (9) 教職課程を履修する者は、各都道府県等教育委員会等で実施している教育職員採用試験を必ず受験すること。
- (10) 教職課程の履修が不適当と判断された場合は、履修途中でも不許可になる場合がある。
- (11) やむを得ない事情により、教職課程の履修が困難になった場合は、教務課に申し出ること。申し出が無い場合には、教職課程を履修しているものとする。

③ 介護等体験の義務付け

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、中学校教諭の免許状を授与する要件として、次のような介護等体験が義務付けられました。

- (1) 介護等体験とは、18歳に達した後、盲学校・聾学校・養護学校（以下特別支援学校という）と社会福祉施設で行われる介護等の体験を指します（介護等とは、障害者、高齢者等に対する介護、介助のほか、話し相手、散歩等の付き添いなどの交流、あるいは掃除・洗濯などの業務の補助などをいう）。
- (2) 介護等体験の期間は原則として、特別支援学校で連続する2日間以上及び社会福祉施設で連続する5日間以上の計7日間以上とします。

なお、3～4年次の間の長期休業期間中（春季休業・夏季休業・冬季休業等）に行うことが望ましいです。